

ID: 83

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	入会の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町児童クラブ条例 第4条		
例規番号	平成15年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (入会の手続) 第四条 保護者は、児童をクラブに入会させようとする場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第3条及び聖籠町児童クラブ条例施行規則第2条の規定による。 (対象児童) 第三条 クラブに入会できる者は、聖籠町に住所を有する者で、保護者等が労働等により昼間家庭にいない小学校一年生から三年生までの児童とする。 2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた児童も入会させることができるものとする。</p> <p>(対象児童) 第二条 聖籠町児童クラブ(以下「クラブ」という。)に入会できる児童は、条例第三条に定める児童であつて、次の各号に該当しないものとする。 一 感染症であると認められる者 二 クラブでの生活に耐え得ない者 2 クラブに緊急一時入会できる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とし、月八日を限度として利用できるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、これを超えて利用できるものとする。 一 冠婚葬祭及び保護者等の病気により、昼間保護者等がいない者 二 急な仕事等で昼間保護者等がいない者 3 条例第三条第二項に規定する「町長が特に必要と認めた児童」とは、次の各号のいずれかに該当し、保護者等が労働等により昼間家庭にいないため、クラブで保育が必要な児童をいう。 一 児童のみでの留守番が困難であると認められる小学校四年生から六年生までの児童 二 通学区域外就学が認められ、町内小学校に通学している児童</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日